

(一社)日本フロアボール連盟 フロアボール 公認指導者規程

2018年4月1日制定

(目的)

第1条

この規程は(一社)日本フロアボール連盟(以下「本連盟」と称す)定款第1章3条4項に基づき、フロアボールの公認指導者の養成と認定に必要な事項を定める。また、公認指導者を養成し、その資質の向上をはかり、フロアボールの普及発展に資することを目的とする。

(受講要件)

第2条

次の各項を充たし、地方連盟(協会)の推薦を受けたものは、公認指導者認定講習会(以下「公認講習会」と称す)を受講する事が出来る。

- 1) 公認指導者として人格・識見・技術ともにふさわしいと、本連盟が認めた者。
- 2) 公認指導者については、本連盟(フロアボール部門)の会員である者。
地方連盟(協会)に推薦された者。

(受講資格)

第3条

公認指導者の資格は次の通りとする。

- 1) 本連盟の会員であること。
- 2) 受講年度の4月1日現在満18歳以上であること。
- 3) 公認講習会の課程を修了し、認定審査に合格した者であること。

(種別)

第4条

公認指導者の種別は次の通りとする。

- 1) 公認指導者 公認指導者は「競技ルール」を熟知し、指導技術を有するものとする。

(講習会課程)

第5条

公認講習会の課程は、次の通りとする。

テーマ	内容	時間
講義 「フロアボールについて」	フロアボールの歴史とその普及 フロアボールにおける国内大会と国際大会 フロアボールのルールと指導法 スポーツ指導者に必要な基礎知識	2時間以上
実技 「フロアボールの指導技術」	フロアボールの基本技術と練習方法 フロアボールの試合実践	2時間以上

(認定試験)

第6条

認定試験は、これと別の時間で行うものとする。

(認定条件)

第7条

公認指導者は公認講習会において、受講後試験に合格し、所定の手続きを経て認定されたものをいう。

(認定)

第8条

「認定」とは、公認指導者の資格を得ようとする者を審査し、その合格者が所定の手続きを経て、公認されるまでをいう。

(認定審査)

第9条

この認定はフロア部門が審査し、提出された公認指導者認定申請書(様式は別に定める)に基づき、これを行う。

(講習会開催要件)

第10条

公認講習会を主催できるものは、次の各項のいずれかに該当するものとする。

1) 本連盟

2) 本連盟の加盟地方連盟(協会)

3) 本連盟が承認した団体

(本連盟以外が開催しようとする場合、開催要項を作成し講師派遣依頼書と共に本連盟事務局まで提出しなければならない。)

(講習会周知)

第11条

公認講習会の主催者は、開催にあたって広く告知しなければならない。

(講習会)

第12条

本連盟が主催する公認講習会を原則として年1回開催する。また、本連盟の加盟地方連盟(協会)または本連盟が承認した団体等が主催する地方公認講習会を原則として年1回開催する。公認講習会は受講料を、認定には認定料を必要とする。

(受講料・認定料は別途定める)

(講習会報告)

第13条

主催者は公認講習会において受講者に対し所定の試験を行い、受講者名簿と講習会の記録を公認指導者認定申請書に添付し、開催後1ヶ月以内に本連盟事務局へ提出しなければならない。

(登録)

14条

公認指導者認定書により、フロア部門での審査に合格した者は「公認指導者認定書」を交付する。

(登録期限)

15条

有効期限は2年度毎とする。(初めて資格を取得した場合は次年度の3月末日までが有効期限となる)期限内に一度、公認講習会で行なうフォロー研修を受講しなくてはならない。

なお、本連盟主催の指導者講習会の講師を行ない、指導普及委員会が認めた者はフォロー研修の受講を免除する場合がある。

(登録変更)

第16条

公認指導者認定書の記載事項に変更が生じたときは、「公認指導者認定書」及び「変更届け」を本連盟へ提出し、その訂正を受けなければならない。

(資格取り消し)

第17条 本連盟が次のことを認めた場合には資格を取り消すことができる。

- 1) 本連盟の会員の資格を失ったとき。
 - 2) 重大な不正行為があったと認めたとき。
 - 3) 第18条に示す任務を全く遂行しなかったと認めたとき。
 - 4) 公認指導者としての逸脱した行為があったと認めたとき。
 - 5) 期限内にフォロー研修を一度も受講しなかったとき
 - 6) 更新料を期限までに納入しなかったとき。
- (更新料は別途定める)

(任務)

第18条 公認指導者は本連盟の方針に従い、フロアボールの指導普及にあたるほか、大会・講習会等に参加・協力すると共に、クラブの育成・指導等、広く普及活動を行うこととする。

(特典)

第19条 公認指導者は次の特典を受けることができる。

- 1) 必要な情報等の提供を本連盟から受けることができる。
- 2) 公認指導者の認定を受け登録を完了した者は、機関紙及びホームページに公表される。

付 則

- 1) この規程における各種必要書類についての様式は別に定める。
- 2) この規程の改訂は、役員会にて行う。